

議員提出議案第7号

2027年度介護保険制度改正に関する意見書

上記の議案を提出します。

令和8年7月16日

中野区議会議長 森 たかゆき 殿

提出者 中野区議会議員

中村 延子

日野 たかし

ひやま 隆

平山 英明

浦野 さとみ

酒井 たくや

2027年度介護保険制度改正に関する意見書

介護保険制度は、2000年の介護保険法施行により、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設された。高齢化が加速し、全国の介護認定者数は2025年10月末に約735万人。65歳以上人口の約20%が認定を受けている中で、介護保険の利用者負担は1割から3割であり、1割負担の対象者は全体の91%を占めている。

また、第1号被保険者の保険料全国平均は、制度開始時の月額2,911円から6,225円へと年々増加しており経済的な負担も増加している。

一方で、この間介護にかかわる職員の実質賃金はほとんど上昇せず大変厳しい状況にあり、特に2024年度の報酬改定では訪問介護事業の基本報酬が引き下げられたことが大きな要因となり、介護保険事業所の倒産件数が前年度より3割増加し、過去最多となった。さらに、昨今の中東情勢による必要資材の不足を心配する声が出ており、価格の高騰がさらに経営を圧迫する事態となっている。

現在、社会保障審議会では、2027年度介護保険制度改正に向けた議論が進められ、ケアマネジメントの10割給付の見直しや要介護1・2を「軽度者」と位置づけ直し生活支援を介護保険サービスから地域支援事業へ移行することも議論されている。しかし、これはさらなる利用者負担の増加につながり、支援が必要な人の利用控えを招くこと、給付を受けることなく心身の状態が悪化し、かえって介護費や医療費の増加につながりかねない事態となること、事業所や提供可能なサービスが減り、介護保険料を納めているにもかかわらず必要なサービスを利用できない状況になることが懸念される。

よって、中野区議会は政府に対し、すべての高齢者が尊厳を保ち自立した生活を送るため、利用者にも事業者にも持続可能な制度となるよう、次の事項について2027年度介護保険制度改正の内容に反映するよう強く求める。

記

- 1 利用料の2割負担の対象範囲の見直しにあたっては、所得だけでなく生活実態や家計負担を十分に踏まえ、慎重に判断すること。
- 2 低所得者および医療費・介護費の合算負担が重い世帯に対する軽減措置を拡充・継続すること。
- 3 深刻な介護人材不足を踏まえ、介護保険事業所が安定して運営できる介護報酬を設定すること。
- 4 ケアマネジメントの10割給付を維持すること。
- 5 介護保険財源の確保に向け、現在25%である国庫負担の割合を引き上げるこ

と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

中野区議会議長名